

池田町都市計画マスタープラン

序章 はじめに

序章 はじめに

1. 策定の背景と目的

都市計画法では、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下、都市計画マスタープランという）を住民の意見などを反映させながら、市町村が独自に定めることが制度化されています。

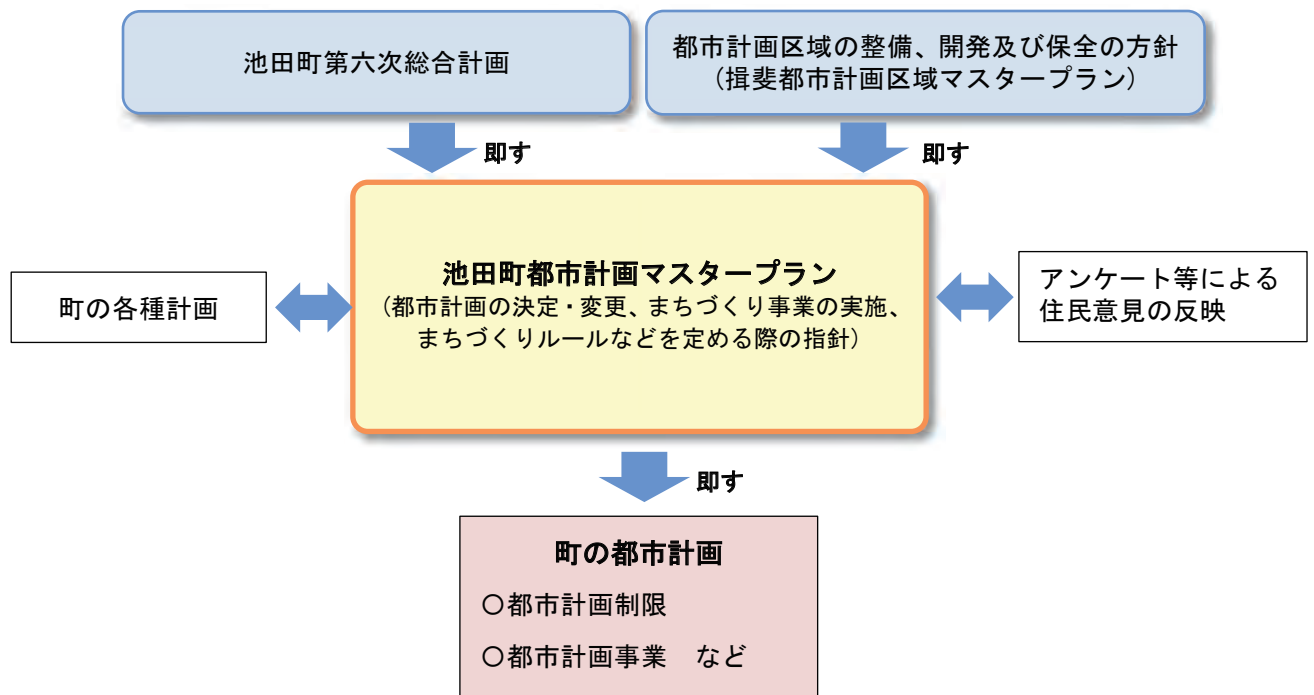
そのような法の趣旨に基づき、「池田町都市計画マスタープラン」は、町をとりまく社会・経済環境、住民のニーズ、まちづくりの課題などを的確にとらえ、将来像やまちづくりの基本的な方向を、総合的かつ体系的にわかりやすく示すことを目的に策定するものです。

2. 都市計画マスタープランの計画期間

計画期間は、今後 20 年間を見据えるなかで、令和 2 年度（2020）を基準として令和 20 年度（2038）までの概ね 20 年間とします。ただし、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

3. 都市計画マスタープランの位置づけ

池田町都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、池田町における都市計画を総合的かつ計画的に実施するため、「池田町第六次総合計画」や「揖斐都市計画区域マスタープラン」に即して定めた池田町の都市計画に関する基本的な方針です。池田町が定める都市計画または各種都市施設の整備などは、このマスタープランに即して行われます。



図序 1 都市計画マスタープランの位置づけ

4. 都市計画マスタープランの役割と構成

(1) 都市計画マスタープランの役割

① 都市づくりを行う指針

町の現況、池田町第六次総合計画などの上位計画、住民意識・意向調査などにより、まちの特性を把握し、都市づくりの方針、将来目標及び将来都市像を示し、住民や行政、地域などが協働で都市づくりを行う指針となります。

② 個々の都市計画相互の調整

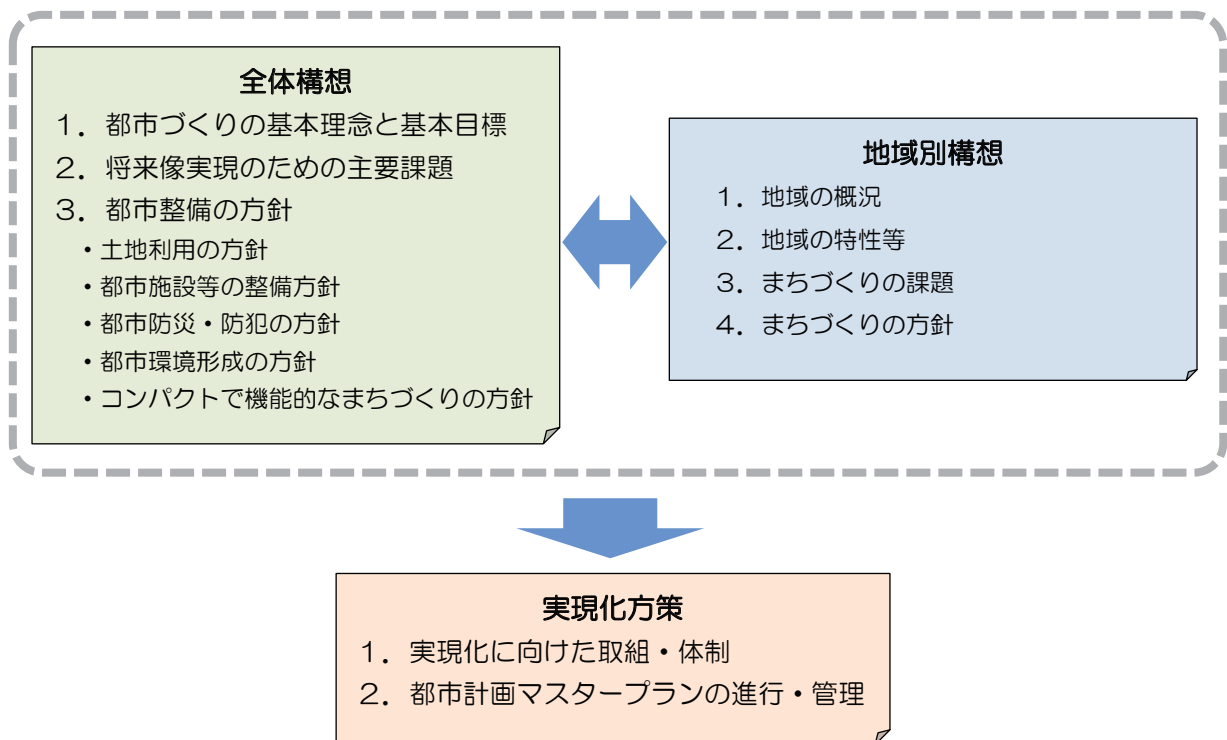
土地利用計画、施設整備計画、都市環境及び市街地整備計画などの都市計画に関わるまちづくり事業について、相互の調整を図ることができます。

③ 土地利用規制や各種事業の都市計画決定・変更の指針

今後、都市計画を決定する際には、本計画の将来目標及び将来都市像などの基本方針に即したものである必要があり、土地利用規制や各種事業の都市計画決定・変更の指針となります。

(2) 都市計画マスタープランの構成

本計画の基本的な構成は、都市全体の将来ビジョンや土地利用、都市施設などのあり方を示す「全体構想」と、地域ごとの市街地像やまちづくりの考え方、整備の内容・方策等を示す「地域別構想」、実現化に向けた取り組み体制等を示す「実現化方策」の3つの構成からなります。



図序2 都市計画マスタープランの構成